

「パートナーシップ構築宣言」

きのくに信用金庫（以下、当金庫）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引先や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携促進

地域金融機関として、地域やお客さまの課題解決に取り組みます。当金庫が連携している行政・各種公的機関や国立大学法人和歌山大学、外部連携機関とのネットワークを活用した支援を行います。

b. 事業承継・M&A

お客さまの事業承継問題と真摯に向き合うと同時に、事業承継・引継ぎ支援センターや民間の連携機関とも協力して、お客さまに寄りそった支援を行います。

c. 先導的人材マッチング

副業・兼業も含めた高度人材・専門性人材について、必要としている取引先の人材のマッチングや紹介を行い、取引先事業所の労働力不足解消に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 支払条件

代金は可能な限り現金または振込にて支払います。また、支払いサイトを（受領日、納品日より）60日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

きのくに信用金庫は、国連が提唱する持続可能な開発目標の趣旨に賛同し、2020年1月「SDGs」宣言をいたしました。これからも、ブランドスローガン「夢をかなえるお手伝い」を掲げ、地域経済の活性化や地域社会の環境保全等、地域の持続可能な社会の実現に向けた取組に努めてまいります。

令和5年10月2日

きのくに信用金庫

企 業 名

理事長 田谷節朗

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
主務大臣から「振興基準」に基づく指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。